

介護福祉士養成教育の課題

～国家資格化を省みて～

水 上 幸 代

要 旨

介護福祉士養成教育は1988（昭和63）年に開始され20年が経過した。介護福祉士養成教育は、介護現場において「よりよい介護」を実践する人材を養成するという重要な意義を含んでいる。国家資格である介護福祉士が介護現場で実働してきた歴史は浅いが、介護が必要な対象者への介護は古くから行われていた。そこで介護福祉士養成教育開始以前における、介護福祉の形成経緯から介護福祉士養成教育への継承及び資格の必要性を整理し、介護福祉士養成教育に求められていた課題を明らかにすることは、今後の介護福祉士養成教育の展開においても重要な視点である。本論では介護福祉士養成教育開始以前における在宅介護及び施設介護の介護実践から経験によって培われてきた介護従事者に必要な知識や技術の習得の状況、さらに介護を業とする公的資格が必要とされていた状況から国家資格である「介護福祉士」への継承及び介護福祉士養成教育の課題について明らかにした。

キーワード：介護福祉士養成教育、介護福祉士、在宅介護と施設介護、家庭奉仕員、福祉寮母

目 次

はじめに	76
第1章 在宅介護・施設介護の歴史的経緯	77
第2章 国家資格化に先立つ養成事業	
第1節 家庭奉仕員研修	80

第2節 福祉寮母講習会	81
第3章 介護福祉の形成と時代の要請	
第1節 在宅介護・施設介護における介護福祉の形成	83
第2節 介護福祉士養成教育に対する時代の要請	86
第4章 国家資格としての介護福祉士の成立	
第1節 介護福祉士養成教育開始	89
第2節 指定規則からみた「教育の内容」	91
第3節 介護福祉士養成教育の改正	94
おわりに	95
資料	
【表1】	98
【表2】	99
参考文献	102

はじめに

介護を必要とする高齢者や障害者等への介護は古くから家族によって担われてきたが、家族により介護をおこなうことが困難な場合には「介護」を担う「介護従事者」によって「介護」がおこなわれてきた。「介護従事者」は在宅や施設等それぞれの場において介護を実践しており、在宅介護では「家庭奉仕員」、施設介護では「寮母」が介護を担っていたことは先行研究で明らかである。

従来「介護従事者」は専門的に定められた教育機関等での教育を受け、資格を得て介護業務に就くというしくみではなく、「家庭奉仕員」や「寮母」による介護は、歴史のなかで経験に基づき培われ築かれてきた知識や技術に

よって介護業務を実践してきた。生活援助を担う介護実践のなかからは多様な課題も多く、特に加齢や障害等により自らの力によって自らの生活を維持していくことが困難になった「介護が必要な対象者」に対して、介護を通して生活を支援する業務として何より目的ある介護の実践が不可欠である。

単なる生活行為への援助だけではなく、生活者であることを重視した生活者への援助として目的ある介護を実践するためには、その場限りの介護ではなく目標に向けた計画的な介護が必要となってくる。

高齢社会に向けて本格的な施策にかかる直前の1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」制定により、国家資格として介護を専門とする「介護福祉士」という資格が成立し、翌年の1988（昭和63）年から介護福祉士養成教育が開始された。介護の専門資格としての「介護福祉士」への教育としては、「社会福祉士及び介護福祉士法」制定により開始されたわけであるが、養成教育開始以前より「介護」は実践により知識や技術が培われた歴史がある。実践により培われてきた知識や技術は、1988（昭和63）年から開始された介護福祉士養成教育に受け継がれ、さらに新たな教育の場において構築されていくことが望ましいと考えられる。

そこで、介護福祉士養成教育が開始される以前（1960年代半ばから1988年介護福祉士養成教育開始直前期）における介護の課題や、介護従事者が培ってきた知識や技術の習得への経緯を検討することによって、介護福祉士養成教育への継承を検証し、介護福祉士養成教育に求められた課題等を明らかにしていきたいと考えている。

また介護福祉士養成教育開始より20年が経過した時点において、2006（平成18）年には介護福祉士養成教育の教育内容が改正される提案がなされている。改正案の内容とあわせて今後の課題についてもふれていきたいと考えている。

第1章 在宅介護・施設介護の歴史的経緯

介護福祉士は1987（昭和63）年「社会福祉士及び介護福祉士法」制定によっ

て位置づけられた国家資格である。介護は本来家族によって行われてきたことであるが、「在宅介護は家族の責任とされてきたが、戦後の農村から都市への人口流出、人口集中化傾向のなかで過疎化した農村では、農村期に幼児や寝たきり高齢者を抱えて困っている家庭を篤志家がボランティアをして助けていた」¹と記されているように、家族による介護が困難な場合にはその限りではなく、在宅や施設等それぞれの場において介護が必要な人への介護を担ってきた歴史は古くから存在していたことが考えられる。

まず在宅での介護を担ってきた介護従事者の歴史として家庭奉仕員制度からみると、1956(昭和31)年長野県で「家庭養護婦派遣事業」として在宅において介護が必要な人への派遣事業が開始され、1958(昭和33)年に大阪市の臨時家政婦派遣制度(翌年家庭奉仕員派遣制度に改正)、1959(昭和34)年には布施市(現東大阪市)の独居老人家庭巡回奉仕員制度と続き、その後全国の自治体に広がっていった²。また1963(昭和38)年に老人福祉法が制定されたことによって、公的施策としてスタートし家庭奉仕員の事業は在宅福祉対策とされ「寝たきり老人対策としての老人家庭奉仕事業」が組み込まれ実施された³。家庭奉仕員事業の在宅福祉サービスとするサービス内容は、被服の洗濯、補修、掃除、炊事、身の回りの世話などであり家事援助を主とするサービスであったが、老人問題の拡大によって寝たきり老人問題が顕在してきたことから、家庭奉仕員が担う役割は重度障害や寝たきり老人への身体介護も在宅福祉対策において重要な役割を担ったことは明らかである。

在宅における介護とは別に、住宅・経済・家族関係等の生活条件に何らかの困難があって居宅で生活を継続することに困難がある場合に、諸困難を解消するための生活の場として「施設処遇」が始まっており、介護を担っていたのは古くは「賄婦」であり、大正頃より「寮母」と呼ばれる介護者が処遇を担っていたことが報告されている。現在の老人ホームの前身は、地縁・血縁による相互扶助での援助を受けられない生活困窮者を対象に、老人を含んだ形で収容した民間慈善事業としての混合収容型の救済を対象とした施設であった。老人だけを対象とした施設は「養老院」であり、明治28年に創設さ

れた聖ヒルダ養老院であった⁴。老人だけを対象とした施設「養老院」も第二次世界大戦後の1950（昭和25）年には「生活保護法」のもとに「養老施設」となり、生活保護法のもと「保護施設」となった。「保護施設」としての「養老施設」の施設収容目的は「老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うこと」とされている⁵。救護法のもと救済施設としての「養老院」が、旧生活保護法・新生活保護法のもと保護施設「養老施設」と制度的に変わったが、性格的には「救済施設」として変化がなかった⁶。

現在の特別養護老人ホームは1963（昭和38）年「老人福祉法」制定によって位置づけられた。老人福祉法のもと「福祉の措置」の施策「入所措置」において、低所得者であって家族上の問題や住宅の問題などをもつ老人は「養護老人ホーム」、心身の障害が著しいため常時介護を必要とする老人は「特別養護老人ホーム」に措置されることになった。施設介護を担う「寮母」としての歴史も様々な法のもと古くから展開されていた。

このように在宅福祉サービスとして家事・介護にあたる「家庭奉仕員」と施設介護にあたる「寮母」の活動等は、異なる制度のもとで異なる生活の場において実践されてきた要素をもつものであった。1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたことにより、それぞれに異なる要素をもつ在宅介護における「家庭奉仕員」と施設介護における「寮母」は、介護の専門職として位置づけられた国家資格である「介護福祉士」として一つの資格として成立したことになる。

さらに「社会福祉士及び介護福祉士法」制定翌年の1988（昭和63）年から介護福祉士養成教育が開始されている。介護福祉士養成教育としてはわずか20年という歴史であるが、介護を担う介護従事者に求められていた知識や技術の習得は、「家庭奉仕員」や「寮母」を対象として既に実施されてきたことが多くの記録から報告されており、介護従事者への教育としてそれぞれの援助の場で築きあげられてきた「経験」からの「教育」は長きにわたり伝え続けられてきたといえる。

第2章 国家資格化に先立つ養成事業

介護福祉士養成教育開始以前における、介護に従事する者に対する研修等についてみると、在宅介護従事者への研修として「老人家庭奉仕員研修、身体障害者家庭奉仕員研修」⁷、施設介護従事者への講習会として「福祉寮母講習会」がみられていた。

本章では、介護福祉士養成教育が開始される以前に実施されていた「家庭奉仕員研修」および「福祉寮母講習会」についてみていくこととする。

第1節 家庭奉仕員研修

1964（昭和39）年発行の『社会福祉六法』「老人家庭奉仕事業及び老人福祉センターの助成について」（昭和37・4・20厚生省発社157 厚生事務次官通知）」によると、「老人家庭奉仕事業運営要綱（2運営(8)その他イ）」に在宅介護を担う介護者への研修として「老人家庭奉仕員研修」があげられており、「家庭奉仕員は年1回以上の研修を受けさせるもの」という内容が記されている。さらに1985（昭和60）年発行の『社会福祉六法』「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について（昭和51. 5. 21社老28）9 介護奉仕員の研修」には、介護者への研修として「老人家庭奉仕員研修」と、「身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業について（昭和57・9・8社更156）「身体障害者家庭奉仕員研修」があげられており、「採用時研修」と「定期研修」を受ける旨が明記されている。

「採用時研修」は「家庭奉仕員の採用にあたり採用時研修を実施すること」、「定期研修」は「家庭奉仕員に対して年1回以上の研修を実施するもの」と記されている。「家庭奉仕員」への研修事項については、介護福祉士養成教育が開始された1988（昭和63）にも同様の内容が記されている。

在宅介護を担う介護者への人材要件についても厚生省の通知で、「家庭奉仕員の要件」があげられている。

- ① 「老人家庭奉仕事業及び老人福祉センターの助成について（昭和37・4・20厚生省発社157 厚生事務次官通知）」の「老人家庭奉仕員」

- 〔ア〕心身ともに健全であること、（イ）老人福祉に関し、理解と熱意を有すること、（ウ）家事、介護の経験と相談助言の能力を有すること〕
- ②「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について（昭和51. 5. 21社老28）」の「老人家庭奉仕員」
- 「ア心身ともに健全であること、イ老人福祉に関し、理解と熱意を有すること、ウ家事、介護の経験と相談助言の能力を有すること」
- ③「身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業について（昭和57・9・8社更156）」の「身体障害者家庭奉仕員」
- 「ア心身ともに健全であること、イ身体障害者福祉に関し、理解と熱意を有すること、ウ家事、介護の経験と相談助言の能力を有すること」が記載されている。

1963（昭和38）年に老人福祉法が制定され同時に「老人家庭奉仕員」の活動が法的に位置づけられ、活動開始当初から研修の必要性があげられていたこと、さらに老人・身体障害者それぞれに「家庭奉仕員の要件」が付されていたことから、介護の対象者に対して法律のなかに位置づけられたうえで専門的な知識や技術が要求されていたことが明らかであったといえる。

第2節 福祉寮母講習会

施設介護での研修や介護従事者の要件等は「老人福祉法」「身体障害者福祉法」の法律のなかには特にあげられてはいないが、それぞれの施設等での施設内研修が行われていたことは先行研究で明らかにされている。施設介護の知識や技術の修得として明確にされているものとしては、1979(昭和54)年に全国老人福祉施設協会によって特別養護老人ホームの「寮母」を対象を開始された「福祉寮母講習会」である。

「福祉寮母講習」の目的として、指導的役割を担う寮母（主任的寮母）の養成があげられる。講習内容についてみると「第9期「福祉寮母」講習会開催要綱」では、前期に基礎講座（10課目16単位）と後期に処遇実践講座（9

課目18単位) からなり、前後期に各5日間のスクーリング、各期レポート、修了論文の評価により「福祉寮母講習」の修了証が交付されるものであった。「福祉寮母講習会」受講資格は、①老人ホームの寮母として5年以上従事した者(短大卒以上では3年以上) ②社会福祉主事任用資格を取得している者 ③老人処遇に関する都道府県指定都市・社協・老施協の主催する研修を30時間以上受講した者(他の団体の研修は該当しない) とされている。さらに①から③の要件のうちいずれかの要件を満たし、研修委員会が認めた者とする⁸。また「福祉寮母講習」開始の背景には、高齢化社会展開による「ねたきり老人」「痴呆老人」(原文のまま)の増加等に対して「寮母職」の量的拡大とその資質と能力、技術が要求されていたことが記されている⁹。

さらに1984(昭和59)年より、「福祉寮母講習会」講習修了生を対象として、講習会終了後の、各施設でのさまざまな取り組みや研究の成果を持ちより、相互に交流することによって、さらなる研鑽に励むことを目的として「福祉寮母セミナー」が開催されている¹⁰。

在宅介護と施設介護における研修や講習についてみてきたが、介護を必要とする対象者それぞれの生活の場面に応じた知識や技術が、社会的ニーズの高まりのなかに歴史的に積み上げられてきたことがうかがえる。

在宅介護では1985(昭和60)年には「採用時研修」を受ける旨が明記されている。福祉施設では1979(昭和54)年に「福祉寮母講習」が開始されているが全員が受講するものではなく、採用時にも特段の決め事はない。さらに介護を従事する者の要件についても、在宅介護では1964(昭和39)年には「心身ともに健全であること、老人福祉に関し、理解と熱意を有すること、家庭介護の経験と相談助言の能力を有すること」と通知のなかに明確であったが、施設介護では通知のなかに記述はされていないことから、在宅介護・施設介護を担う介護従事者の位置づけの違いがうかがえる。

本章でみてきたように1987(昭和62)年に「介護福祉士制度」が創設された当初において、「介護」を担う介護従事者は様々な場で介護を展開させていた。介護従事者は「介護」を担う場面に応じて多様な研修や講習会等を

実施しながら、「介護」に関する専門的な知識や技術を修得しながら歴史のなかで培ってきたことがいえる。

第3章 介護福祉の形成と時代の要請

第1節 在宅介護・施設介護における介護福祉の形成

第1章で在宅・施設それぞれで介護が培われてきた歴史的経緯として、介護が必要な対象者への介護従事者としての役割の形成をみてきた。第2章では在宅・施設それぞれの現場において、介護従事者が介護を実践するにあたり必要であった技術・知識を習得するための研修及び講習の内容についてふれてきた。介護を実践するにあたり必要であった知識や技術が在宅と施設それぞれで習得するシステムが構築されてきた背景には、時代的ニーズにおいて介護が必要な対象者への介護を取り巻くニーズの要請があったと報告されている。ここでは介護実践するために必要とされた知識や技術が社会的に養成された背景についてみていく。

在宅介護における在宅老人への福祉サービス実施の動きの背景としては、1960年代頃から本格化した高度経済成長政策の推進に伴い、人口都市集中、世帯の核家族化、特に単独老人世帯及び老夫婦世帯の急速な増加という大きな社会情勢の変化があげられ、1968(昭和43)年には全国の70歳以上の寝たきり老人に対する実態調査の結果をもとに、寝たきり老人に対する多様な事業が開始されている。さらに1969(昭和44)年から1971(昭和46)年にかけての老人福祉施策は寝たきり老人対策が主であり、施設ケアの重要性とともに在宅福祉サービスの拡充が強調されていた時代であった¹¹⁾。

また1985年前後から老人ホームヘルプの仕事が、障害者及び障害老人への援助である家事から介護へと重点が変化していること、さらにホームヘルプは家事・介護をつうじて自立を支援していく援助へと転換していったとされている¹²⁾。須加美明は「ホームヘルパーの仕事は、短期的にみると家事・介護のくりかえしのようであるが、ヘルパーの考えが筋をもっていると、利用者の生活を少しずつ変化させ、自立を促進したり、人生の意義を高めてい

く効果を発揮する。』¹³と述べている。

これは家事援助から開始された家庭奉仕員の援助内容が、単独老人世帯及び老夫婦世帯の急速な増加により他職種との連携による援助が必要になったこと、寝たきり老人に対する多様な事業の開始、障害者及び障害老人への援助である家事から介護へと重点が変化したこと等によって、家事援助や身体介護とあわせて在宅介護に関する理解等の知識や技術の習得が求められていたことがいえ、さらに介護が必要な対象者の自立した生活のための援助の方法を専門的な知識や技術として習得することの必要性を形成していたといえる。

施設介護では『厚生省50年史』のなかに施設福祉対策として、1972年の中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会による「収容の場から生活の場」¹⁴が打ち出されたことによって、処遇の近代化が始まったことが報告されている。また小笠原祐次は1970(昭和45)年「社会福祉施設緊急整備五ヵ年計画」により、養護老人ホームより特別養護老人ホーム数が増大したことから要援護老人へのサービス、ケアのあり様について積極的に取り組まれ始めた時代であったこと、現在の積極的な施設ケアにつながるケア実践が編み出され、展開され、施設ケアのルネッサンス期とも言える時期であったとしている¹⁵。1975(昭和50)年以降には、定期的に全国全老人ホームを対象に処遇等に関する調査が開始され、活動課題を明確にしたことから職員の資質向上をめざす研修等が取り組まれている¹⁶。

施設介護は、救護目的による養老院から保護目的による養老施設、そして老人福祉法制定による養護老人ホーム・特別養護老人ホームは全老人を対象にした生活の場における生活者としての老人福祉施策とする施設のなかで、多様な目的により培われた施設における専門的な介護であるといえる。須加美明は1975年からの先駆的な実践と処遇改善が、全国にひろがった時期において離床や寝食分離の取り組み、さらに1985年には全社協老人福祉施設協議会編『よりよい処遇のための事例シリーズ』が出版されたことなどから、特別養護老人ホームが介護の専門的知識と技術を持っていることを明らかにし

たことから施設における介護福祉が成立したとしている¹⁷。

須加美明が「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」において「施設における介護福祉の形成と在宅での介護福祉の形成は、施設・在宅それぞれの場で開発されたことによって1980年代後半に形成された」¹⁸と論じていることは、本章本節で述べた在宅・施設において寝たきりや障害によって介護が必要な対象者への生活の場における生活者への援助の必要性により、医学的アプローチから福祉的アプローチへの転換による「介護」の実践によって介護福祉を形成した要因といえることができる。

須加美明の主張を借りれば、在宅・施設における介護福祉はそれぞれの現場において多様な課題をもとに構築された介護であること、またそれぞれの現場において専門的な介護の知識や技術と捉えられる。さらに在宅介護における専門性と施設介護における専門性は異なる要素があるとうかがえる。したがって在宅・施設それぞれに培われた介護の専門性は、介護を取り巻く社会のニーズの変容によって異なる専門的知識や技術を構築してきたことに意義があると考えられる。

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され名称独占である「介護福祉士」がつくられた。介護を担う介護従事者すべてを一本化した国家資格である介護福祉士の誕生であった。さらに翌年1988（昭和63）年に介護福祉士養成教育が開始された。須加美明の研究から、施設・在宅における介護福祉の形成が1980年代後半であるということ、また多様な介護活動における各々の課題である「重介護老人への自立支援」や「利用者の生活者としての介護」が、「介護」を担う介護従事者すべてを「介護福祉士」とする「介護福祉士制度」の方向性のなかで、「社会福祉士及び介護福祉士法」による「介護福祉士」として教育の内容が統合されたことに、それぞれの分野で培われた専門性が問題なく進められていくことに課題があったことが推察できる。

第2節 介護福祉士養成教育に対する時代の要請

1. 公的資格の必要性

全国老人福祉施設協会では、「寮母」を対象に講習会や研修会を実施しており、なかでも先に述べた「福祉寮母講習会」では全国から「寮母」が集まり、数日間をかけて決められたカリキュラムから単位を取得し、レポートや修了論文などの作成等を経て「福祉寮母」となる。「福祉寮母講習会」のしくみとして、全国的に統一された教育のもとに修得されるという点から、一定の水準が整備されていたと考えられる。

山本照彦は「福祉寮母養成教育」に関して「老人福祉に働く職員、とりわけ寮母の資質、能力、すなわち専門性が要求されている。」「寮母の資格の必要性に関しては、「ねたきり老人」や「痴呆老人」（原文のまま）への介護を実施するにあたり、他職種との連携が不可欠であることから、「寮母」が無資格であることが好ましくない」と述べている¹⁹。これらから寮母が施設介護を実践するにあたり福祉寮母を養成するシステムが必要であったことの主張が明確である。

さらに1987(昭和62)年に「社会福祉士及び介護福祉士法」制定により介護職の資格として「介護福祉士」が成立する前年に、水民婦而子は『老人福祉』のなかで「老施協では、寮母の資格と、その研修体系の在り方についての検討を本年度事業に位置づけている」と述べている²⁰。述べられている内容からも、「介護」が生活困難をかかえる対象者に対する援助を担う「介護従事者」に資格が必要とする議論の対象は、特別養護老人ホームで「介護」を担う「寮母」が対象であったことは明らかであり、特別養護老人ホームの「寮母」が「介護の資格」を切望していたことが明確であることが考えられる。

また松倉正司は「寮母にとって資格とは」²¹のなかで「今の福祉寮母講習会なら将来公的な資格になる時でも十分なベースになりえる」と述べている。以上の主張からは「寮母」に対して実施されていた「福祉寮母講習会」の教育の内容は、公的な資格へつながる重要な講習会であったことが推察できる。

「福祉寮母講習会」の教育の内容が公的な資格へつながる重要な講習会であったということは、同時に本章第1節で須加美明が「日本のホームヘルパーにおける介護福祉の形成」のなかで「1980年後半に施設・在宅のそれぞれの場で開発された介護福祉の形成」と述べている内容とあわせてみると、それぞれの場で構築してきた「専門性」であると捉えることができる。

1987(昭和62)「社会福祉士及び介護福祉士法」成立により、介護従事者すべてを対象として介護の専門性を唱えた形で「介護福祉士」が国家資格として成立しているが、在宅介護のなかでホームヘルパーによって構築してきた「専門性」と施設介護のなかで福祉寮母によって構築してきた「専門性」を、それぞれの制度・技術・視点を一定のカリキュラムとして定め、社会的ニーズにこたえる体系をつくることによって社会的承認を確保できる、公的資格として活かしていくことが必要であったのではないかと考えることができる。

しかし、「寮母」に公的な資格が必要かという議論のなかには、生活困難をかかえる対象者への「介護業務」の専門性の内容が問われていた。竹内孝仁は「資格のための条件」²²のなかで「介護の資格」として2つの重要な柱を述べている。一つ目の柱として「従来の介護技術に代表されるような技術論と、その背景をなす医学や看護学などの知識」、二つ目の柱として「「人間性をもった寮母」という問題にかかわるもの」であり、仮として一つ目の柱を「処遇技術」二つ目の柱を「人間的処遇」としてあげている。さらにもう一つの条件として、「社会に認められるためには、その有用性や価値が受け入れなければならない」、「社会に受け入れられなければ、そこに働く職員の価値も認められない」と述べている。

さらに議論のなかに重要であった課題として、「中間施設」の問題もあったことを忘れてはならない。「中間施設」は老人保健法のもとの「老人保健施設」であるが、「中間施設」創設にあたってはリハビリテーションの必要性から理学療法士協会によりその議論がなされていた。1985(昭和60)年に社団法人日本理学療法士協会により厚生大臣にあてた「意見書」²³によると、

「専門的な知識・技術を持つ理学療法士の役割が重要であること」「中間報告はリハビリテーションをその第一の視点として掲げているが、理学療法士の必要性に触れられていないこと」「医療施設からの退院は必ずしも医学的リハビリテーションの終了を意味していないのが現実であること」等である。

医学的領域のリハビリテーションが目的とされる「老人保健施設」では、「介護」を担う介護従事者の位置づけや役割等に関して「在宅介護」や「福祉施設介護」とは異なる新たな領域があったと考えられ、また「介護」を担う介護従事者への公的資格の是非を問う議論の中心であったとも考えられる。松家幸子は「寮母にとって資格とは」のなかで「これほど寮母の資格ということがいいだされた背景には中間施設の問題を踏まえて、老人ホームに於ける寮母の介護の内容が精神的ケアに大きな比重がかかってきて、それなりの技術の要望が強くなってきている」²⁴と中間施設の問題にふれながら、「介護業務」の領域に関する意見を述べている。

「介護」を担う介護従事者への公的な資格が必要か否かについては、介護現場の「寮母」や老人福祉施設協会関係者そして研究者等によって多様な考えのなかで議論され、新たに医学的領域にも関わっていたという点も重要な議論の論点であったといえる。これらの議論がどのような結論に達したのかについて明らかにされたものをみることはできなかったが、在宅介護のなかでホームヘルパーによって構築してきた「専門性」と施設介護に関わる福祉寮母によって構築してきた「専門性」、医学的領域のリハビリテーションが目的とされる「老人保健施設」における新たな介護業務の領域と考えると、多様な介護の場における介護の専門性・領域性・さらに技術体系など重要な視点を、公的資格必要論・不必要論のなかで国家資格として「介護福祉士」を成立させるにあたり議論をさらに深めることが必要であったと考えられる。

議論すべき点としては、介護福祉士という国家資格の専門性についてであると考えられる。それは先に述べた在宅介護において家庭奉仕員によって培われた在宅介護の専門性と、施設介護において培われた施設介護における専

専門性を一本化したことにより、双方の専門性が曖昧とされたのではないかという点である。議論への提案としては、介護福祉士という国家資格のもとで在宅介護と施設介護を分化させるという方法によって、家庭奉仕員によって培われた専門性と寮母によって培われた専門性をさらに進展させる意義が重要な視点であったと考えられ、また介護が必要な対象者の利用目的に関して専門的な知識や技術を領域的に整理し習得することが必要であったことを指摘しておく。

第4章 国家資格としての介護福祉士の成立

第1節 介護福祉士養成教育開始

介護福祉士養成教育開始当初に指導者として「看護師」が中心的であり看護教育をもとに教育が開始され、「介護福祉士」養成のなかには看護教育からの指導内容が多く取り入れられてきている。「介護」の対象として考えると、生活援助が必要な人への「在宅介護」、身体援助が必要な人への「施設介護」、さらに傷病による治療が必要な人を対象とした医学的領域の「看護からの介護」と、多角的な視点を要する「介護」が必要であり、多角的な視点による「介護」が「介護福祉士」の教育に求められていたことがいえる。

介護福祉士養成教育は、1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」制定とともに開始された。介護福祉士を養成するにあたりまず業務をみると、「社会福祉士及び介護福祉士法」第1章第2条の2において「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。」とされている。

「社会福祉士及び介護福祉士法」による「介護福祉士」の業務の内容には、「専門的知識及び技術をもって」とされているが、介護の業務内容が「入浴、排せつ、食事その他の介護」という日常生活上の行為や動作であることから、

日常生活上の動作や行為に対する援助を介護の業務内容とした場合に、「専門的知識及び技術」の「専門的」という位置づけは曖昧で抽象的なものとなる。では「介護福祉士」への「専門的知識及び技術」の必要性や、専門的な養成教育の必要性が、どのような経緯のもとで成立してきたのかについてみていく。

介護福祉士養成教育は1988（昭和63）から開始されているが、身体上又は精神上の障害があることで日常生活を営むことが困難な者に対しての援助に、専門的知識及び技術を修得する教育が必要になったのかについてその経緯をみる。介護福祉士養成教育が開始されて初めて出版された『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』（1988年）によると、世界に例を見ない速さで人口の高齢化が進行していること、寝たきり老人等介護を要する老人の急増が確実視されていること、家庭での介護機能の低下が見られていることから、今後の増大する老人や障害者の相談や介護需要にいかに対応していくかという課題があげられ、さらにこのような状況を踏まえて老人や障害者等に対する福祉の相談や介護について専門的能力を有する人材を養成する背景があげられている²⁵。

1988年に介護福祉士養成教育が開始されて以降の介護をめぐる課題は様々に変容し、なかでも高齢社会に向けての課題からゴールドプラン・新ゴールドプラン・ゴールドプラン21や障害者プラン等の計画等がすすめられ、2000年には介護保険が施行された。介護保険の施行により、高齢社会において介護が必要な高齢者への介護業務を担う人材を養成する「介護福祉士養成教育」にも改正がみられ、教育の内容等が変容している。

しかし介護保険施行後の2002（平成14）年に発行された「社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集」には、前出の1988年発行の『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』にあげられていた「介護福祉士」への教育が必要になった背景等は特に記されていない。

「介護福祉士」の教育に関することとしては、「介護福祉士養成施設当指導要領取扱い細則」「教育に関する事項」のなかに「介護福祉士という職務の

特性にかんがみ、人権の尊重性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又は教育内容に配慮すること。』²⁶とされている。介護保険施行を機に改正された介護福祉士養成教育ではあるが、介護福祉士養成教育実施後約15年間の養成教育に関する背景や課題についてはうかがえない。

しかし「介護福祉士という職務の特性にかんがみ・・・」という文言から考えるとやはり、「介護福祉士」という国家資格として専門的能力を有する人材である「介護の専門家」が必要になった経緯や背景については、明確に教育のなかに組み込んでいく必要があるのではないかと考えられる。また20年間介護福祉士養成教育が実施展開されてきたなかにおいて、教育の効果がいかなるものであったか、また介護福祉士養成教育における人材養成としていかなる点が課題として在るのか等の評価については、改正される時点で重要な方向的標であったと考えられる。

第2節 指定規則からみた「教育の内容」

(本節中の【表1】及び【表2】については、論文末に掲げておく)

1987年に国家資格として介護福祉士が誕生し、翌年から介護福祉士養成が開始され20年が経過したが、介護福祉士制度が開始されてから今日までの介護福祉士を取り巻く環境は大きく変化している。社会福祉基礎構造改革、介護保険制度導入、障害者支援費制度、介護保険法の改正、高齢者虐待防止法、障害者自立支援法の施行等々により介護システムも大きく変革した。特に介護保険制度導入とともに介護サービスが「措置」から「契約」に変わり、介護サービスを利用する要介護者自らが介護サービスを選び・決定する「自己選択」「自己決定」とした介護サービスを利用する立場が変わったことが大きな変革である。介護福祉士制度が開始されてからの介護福祉士を取り巻く環境の変化に応じて、介護福祉士養成教育にも課題を見出すことができる。

第三章で述べたように、介護福祉士資格成立の背景としては、在宅・施設における介護福祉の成り立ちをわゆる高齢化社会への対応、重介護老人や痴呆老

人（原文のまま）への介護の重要性、ホームヘルパーによる「在宅介護」や寮母による「施設介護」における利用者の自立を目指した実践からの取り組み、研修や講習等による専門的教育があった。また介護サービス利用者の生活の視点による自立した生活を支援することなどの開発があげられている。介護福祉士の養成教育が開始される以前に歴史的に重要視された介護の専門的知識や技術が、介護福祉士養成教育へと継承し、さらに介護福祉を取り巻く環境の変化から介護システムの変革による介護福祉士養成教育の改正が今日の介護福祉士養成の効果と課題となっている。

今後においても介護福祉士養成への多くの課題に取り組みすすんでいくことは重要であるが、まずこれまでの介護福祉士養成教育の目標と内容を整理することとする。

介護福祉士養成教育の教育内容は、「介護福祉士養成施設等（法第39条第1号）」に示されている。介護福祉士養成教育が開始されて19年が経過することから、教育内容について介護福祉士が成立した1987年当時より2006年時点における教育内容の変遷についてみていく。まず「介護福祉士養成施設等（法第39条第1号）の教育の内容 社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則（昭和62年12月15日厚令50）別表第四（第7条関係）」²⁷（以下、【表1】として表記する。）と、「介護福祉士養成施設等（法第39条第1号）の教育の内容 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年12月15日厚生省令第50号）別表第四（第7条関係）」²⁸（以下、【表2】として表記する。）をもとに比較し、介護の専門職として介護福祉士が成立した1987年当時と2006年時点において、介護福祉士養成教育の目標や内容にどのような変容があったかについて指定基準をもとにみる。

【表1】は介護福祉士養成開始以前からの実践的取り組みが反映されているものとして、1987年に介護福祉士制度が成立し、1988年から介護福祉士養成教育が開始され初版となった『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』から、【表2】は1988年介護福祉士養成教育開始後、1999年改正2000年から施行された内容を『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』

から作表した。

【表1】と【表2】からみると、内容的に大きく変わったものは「時間数」と「備考」である。「時間数」からみると介護福祉士養成が開始された当初は時間数が1,500時間であったのに対し、介護福祉士養成開始14年経過後の時間数は1,650時間となっている。時間数が増加した教科目は「老人福祉論」「家政学概論」「医学一般」「介護技術」「形態別介護技術」「実習指導」でありそれぞれ30時間ずつ時間数の増加がみられている。「家政学概論」については「栄養・調理30時間」が「家政学概論30時間」に統合されて60時間となっている。

「備考」欄には各教科目の教育の内容について留意点が記載されているが、【表2】の「備考」欄に、【表1】にはみられていない新たな視点がみられている。新たな視点をあげてみると「介護保険法」「生活」「自立」「人権」「コミュニケーション」「サービス」「連携」等である。「連携」については教科目「介護概論」にみられるが、【表1】では「調整」と記されている。「形態別介護技術」では「老人介護及び障害者介護」が「知的障害者及び精神障害者の介護」と変わっている。

介護福祉士養成教育が1999年改正（2000年から施行）において、教育が内容的に変わった要因として、介護保険制度の開始も介護福祉士養成における教育の内容に影響があったことがうかがえる。介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第1章総則（目的）第1条に「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」とあげられている。さらに第1章総則（介護保険）第2条の2に「医療との連携に十分配慮して」とあげられている。

介護保険法にあげられている「尊厳」「自立」「生活」「医療との連携」の文言は、【表1】にみる1988年介護福祉士養成教育が開始された初版の教育の内容には文言がみられていないが、【表2】にみる1999年改正2000年から

施行された教育の内容には文言がみられている。しかし「尊厳」「自立」「生活」「医療との連携」に関しては、1988年介護福祉士養成教育が開始される以前には、既に介護の現場で重要な課題としてあげられていたことは、本論第3章の第1節「在宅介護・施設介護における介護福祉の形成」のなかで明らかである。

介護従事者による歴史的な研修や講習のなかにおいては早くから「人・生活・自立支援・連携等」について重視されながら、養成教育のなかでは介護保険制度開始にあたる2000年から施行された教育の内容によろやく「人・生活・自立支援・連携等」があげられていることから、これらの差異については改めて見直しの重要性が検討されたのか、または視点の重きに相違がみられていたのかと考えると不可解な点である。

介護福祉士養成教育の教育の内容からは、介護福祉士養成教育が開始以前の介護現場の課題が継承されたのではないこと、さらに介護保険制度が影響されたことがうかがえる。

第3節 介護福祉士養成教育の改正

2006年には「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」による「これからの介護を支える人材について」が発表されている²⁹。「新しい介護福祉士の養成のあり方」による「求められる介護福祉士像」にはこれからの介護福祉士の人材養成における目標が掲げられている。「新しい介護福祉士養成のあり方」が必要になった背景としても、本格的に高齢社会をむかえ、厚生労働省からも「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」があげられていることから、介護保険施行後の課題に対する改正事項が大きく関係していることが考えられる。

2006年7月に厚生労働省より発表された「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」「これからの介護を支える人材について」に、「新しい介護福祉士の養成のあり方」として「求められる介護福祉士像」があげられている。

「求められる介護福祉士像」は12項目からなり、①尊厳を支えるケアの実践 ②現場で必要とされる実践的能力 ③自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる ④施設・地域（在宅）を通じた凡用性ある能力 ⑤心理的・社会的支援の重視 ⑥予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる ⑦他職種協働によるチームケア ⑧一人でも基本的な対応ができる ⑨「個別ケア」の実践 ⑩利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力 ⑪関連領域の基本的な理解 ⑫高い倫理性の保持である。

「求められる介護福祉士像」であげた12項目は、「新しい介護福祉士」のための目標として公表されていることから、「これまでの介護福祉士」には不足又は不十分であったと捉えなければならない。不足又は不十分と捉えた場合には介護福祉士養成教育において前回（2000年）改正から今回（2006年）改正案までに、目標に対してどのように養成教育を実施し、さらにどのような課題があるからこそ今回（2006年）改正案内容に「新しい介護福祉士」への目標内容が組み入れられるという詳細にあらわされたものが必要である。

介護福祉士養成教育が開始されて20年という歴史のなかで、「新しい介護福祉士」という名称と「求められる介護福祉士像」による12項目の内容から考えると、介護の担い手に対する時代的要請を介護福祉士養成教育にどのように活かされてきたのかと疑問をもつ。

「社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）」以後介護保険制度施行によって、「措置から契約」とする大きな制度改革にともなって介護福祉士養成教育も改革すべきであったが、弥縫的な形で2000年に介護福祉士養成の教育内容が解されているにすぎないと言える。

おわりに

現在在宅介護員に対しては介護業務就業にあたり、一定のカリキュラムを習得し、実習を経て「ホームヘルパー」2級・3級認定を受け介護業務に就くというシステムが整備されているが、施設や病院等において介護業務に就

く者に対しては、就業前に公的な研修や講習を経て「介護福祉」に関する意義等を習得するという一定のシステムは整備されていない状況である。

しかし本研究にみる在宅介護を担っていた「家庭奉仕員」が1963(昭和38)年に制定された老人福祉法のもとに研修を受ける旨が明記されていたこと、また老人福祉施設の「寮母」に対して全国老人福祉施設協議会の主催で「福祉寮母講習会」が1979(昭和54)年から実施されていたことがわかった。これは公的な資格が制定される以前において介護実践による知識や技術を「経験」から培っていたことを明らかとする重要な事実であり、介護を実践するにあたり介護に関する専門的な知識や技術の習得が必要であったことを意味することである。したがって施設や病院等において介護業務に就く者に対しても、介護を実践するにあたり介護に関する専門的な知識や技術の習得が必要であるといえる。

さらに在宅介護・福祉施設介護それぞれの場において、介護を実践するにあたって必要な知識や技術が培われてきた「専門性」が先行研究で明らかなこと、そして医学的リハビリテーションが重要な視点である「中間施設」における新たな介護の領域があったことを本論で見てきた。しかし在宅介護・福祉施設介護とは異なる視点があったにもかかわらず、国家資格「介護福祉士」としてさまざまな視点や要因を包含されたままで介護福祉士制度が開始されたことに議論の余地があったことも明らかである。

また介護福祉士養成教育が開始される以前における、介護現場の課題「人」「生活」「自立支援」「尊厳」「多職種との連携」が介護福祉士養成の教育の内容に見られたのが、介護保険制度が導入された2000年が機であったことを本論で述べてきた。したがって介護福祉士養成教育が開始当初において介護現場における課題が必ずしも継承されていたとはいいがたく、介護現場の課題と介護福祉士養成上の課題が連動していたとはいいがたい。

今後において介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会により介護福祉士養成教育の改正案が提出されているなか、「新しい介護福祉士の養成のあり方」による「求められる介護福祉士像」が記さ

れている。「求められる介護福祉士像」は12項目から成っており、特に「現場で必要とされる実践的能力」と「施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力」という項目については、介護現場における実践力として求められているといえる。したがって介護現場の課題を的確に捉えることから介護を取り巻く社会的ニーズを鑑みながら、介護現場と養成教育の双方による共通認識のもとで「介護福祉士」を育てる方向性を創造していくことが求められる。

以上の本研究から検証された3点については、今後の介護福祉士養成教育を展開させていくための重要な手がかりである。今後の介護福祉士養成教育において介護の現場での介護実践上の課題を養成教育のなかで連動させて、介護が必要な対象者への介護の方法を共通認識のもとで構築していくことが重要であるといえる。

【表1】 介護福祉士養成施設等（法第39条第1号）の教育の内容 社会福祉士介護福祉士
 学校職業訓練校等養成施設指定規則（昭和62年12月15日厚令50）別表第四（第七条関係）³⁰

教育内容		時間数	備考
一般 教養 科目	人文科学系、社会科学系、自然科学系、外国語又は保健体育のうちから4科目	120	
専 門 分 野	社会福祉概論（講義）	60	年金、医療保険及び公的扶助の概論を含むこと。
	老人福祉論（講義）	30	
	障害者福祉論（講義）	30	
	リハビリテーション論（講義）	30	社会的リハビリテーションを中心とする。
	社会福祉援助技術（講義）	30	
	社会福祉援助技術（演習）	30	
	レクリエーション指導法（演習）	60	
	老人・障害者の心理（講義）	60	
	家政学概論（講義）	30	栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
	栄養・調理（講義）	30	食品衛生を含む。
	家政学実習（演習）	90	栄養及び調理並びに被服及び住居をおおむね45時間ずつ教授すること。
	医学一般（講義）	60	人体の構造及び機能並びに公衆衛生の基礎知識並びに医事法規について教授すること。
	精神保健（講義）	30	
	介護概論（講義）	60	介護の概念、職業倫理、看護及び地域保健等他分野との調整並びに介護技術の基礎知識について教授すること。
	介護技術（演習）	120	介護機器の操作方法を含む。
障害形態別介護技術（演習）	120	老人介護及び障害者介護（点字、手話及び盲人歩行を含む。）について教授すること。	
実習	介護実習（実習）	450	施設介護実習を原則とするが、一割程度は在宅介護実習としても可とする。
	実習指導（演習）	60	
合計		1,500	

【表2】 介護福祉士養成施設等（法第39条第1号）の教育の内容 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年12月15日厚生省令第50号）別表第四（第七条関係）³¹

	教育内容	時間数	備考
基礎分野	人間とその生活の理解	120	専門分野の基礎となる内容について教授すること。人権の尊重に関することを含むこと。
専門分野	社会福祉概論（講義）	60	年金、医療保険、公的扶助及び介護保険の概論を含むこと。
	老人福祉論（講義）	60	介護保険法（平成9年法律第123号）に関することを含むこと。
	障害者福祉論（講義）	30	
	リハビリテーション論（講義）	30	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
	社会福祉援助技術（講義）	30	介護保険法を規定する居宅サービス計画及び施設サービス計画に関することを含むこと
	社会福祉援助技術演習（演習）	30	
	レクリエーション活動援助法（演習）	60	
	老人・障害者の心理（講義）	60	
	家政学概論（講義）	60	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
	家政学実習（演習）	90	
	医学一般（講義）	90	介護を行うのに必要な人体の構造及び機能並びに公衆衛生の基礎知識並びに医事法規について教授すること。
	精神保健（講義）	30	精神障害者の福祉に関することを含むこと。
	介護概論（講義）	60	保健医療等他分野との連携、職業倫理及び人権の尊重に関することを含むこと。
	介護技術（演習）	150	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。
	形態別介護技術（演習）	150	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含むこと。
		介護実習（実習）	450
	介護実習指導（演習）	90	事例研究を含むこと。
合計		1,650	

【注】

- 1 福祉士養成講座研究会『介護概論』中央法規 2006年 p20
- 2 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述篇）』財団法人厚生問題研究会 1988年 p1182
- 3 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述篇）』財団法人厚生問題研究会 1988年 p1258
- 4 全国社会福祉協議会 老人福祉施設協議会『老人福祉施設協議会50年史』全国社会福祉協議会 1984年 p126
- 5 厚生省社会局児童局『社会福祉六法』新日本法規 1957年（生活保護法昭和25年・5・4法144 改昭和31法148・法179 第38条2）
- 6 全国社会福祉協議会 老人福祉施設協議会『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会 1984年 p112
- 7 老人家庭奉仕員の活動は1962（昭和37）年から開始され、1967（昭和42）年からは身体障害者家庭奉仕員の活動、1970（昭和45）年からは心身障害児家庭奉仕員の活動が開始されている。（豊田裕子「老人家庭奉仕員制度の展開に関する一考察」『永原学園西九州大学・佐賀短期大学紀要』佐賀短期大学 17 1986年 p134「表1 家庭奉仕員数と手当等の推移」）
- 8 全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会編『全国老人福祉協議会六十年史』全国社会福祉協議会 1993年 p137-p138
- 9 斎藤邦雄「「社会福祉士法」試案の再検討を（寮母にとって資格とは）」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73巻 1986年 p42-43
- 10 全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会編『全国老人福祉協議会六十年史』全国社会福祉協議会 1993年 p139
- 11 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述篇）』財団法人厚生問題研究会 1988年 p1182
- 12 須加美明「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』2巻1号 1996年 p107

- 13 須加美明「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』 2巻1号 1996年 p105
- 14 昭和47年12月23日に、老人ホームの量的増大は入所老人の変化、職員の量的、質的变化をもたらし、入所者処遇及び職員処遇が重要視されたことによって、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会が「老人ホームのあり方」に関する中間意見を発表した内容の一部。(厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史(記述篇)』財団法人厚生問題研究会 1988年 p1257)
- 15 岩田克夫『岩田克夫の老人福祉論』新元社 2006年 p 7 (序)
- 16 全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会編『全国老人福祉協議会六十年史』全国社会福祉協議会 1993年 p23
- 17 須加美明「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』 2巻1号 1996年 p105
- 18 須加美明「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』 2巻1号 1996年 p106
- 19 山本照彦「寮母養成研究の過程と方向」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73巻 1986年 p80
- 20 松家幸子他「寮母にとって資格とは(寮母にとって資格とは(特集))」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73巻 1986年 p57
- 21 松家幸子他「寮母にとって資格とは(寮母にとって資格とは(特集))」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73巻 1986年 p51
- 22 竹内孝仁「資格のための条件(寮母にとって資格とは(特集))」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73巻 1986年 p33
- 23 「中間施設に関する懇談会「中間報告」に対する意見」(岩田克夫他「要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設のあり方について」『理学療法学』社団法人日本理学療法士協会 12巻6号 1985年 p461)
- 24 松家幸子他「寮母にとって資格とは(寮母にとって資格とは(特集))」

- 『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年 p48
- 25 厚生省社会局庶務課監修『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』
第一法規、1988年 序
- 26 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修『社会福祉
士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規 2002年
p155
- 27 厚生省社会局庶務課『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一
法規 1988年 p60-62
- 28 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事研究会監修『社会福祉士・介
護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規 2002年 p76-
77
- 29 介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
「これからの介護を支える人材について」厚生労働省 2006年 p10
- 30 厚生省社会局庶務局監修『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』
第一法規 1988年 p60-61
- 31 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事研究会監修『社会福祉士・
介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規 2002年 p
76-77

参考文献

- ・明山和夫, 野川照夫「老人家庭奉仕員制度—その沿革と現状」『ジュリス
ト』有斐閣 543 1973年 p101～p111
- ・岩沢義雄「寮母の専門性（施設実践の専門性）」『月刊福祉』全国社会
福祉協議会 54 (8) 1971年 p26～p32
- ・岩田克夫他「要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設のあ
り方について」『理学療法学』社団法人日本理学療法士協会 12 (6)
1985年
- ・岩田克夫『岩田克夫の老人福祉論』新元社 2006年

- ・介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会「これからの介護を支える人材について」厚生労働省 2006年
- ・厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述篇）』財団法人厚生問題研究会 1988年
- ・厚生省社会局児童局編集『社会福祉六法』新日本法規 1957年
- ・厚生省社会局庶務局監修『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規 1988年
- ・斎藤邦雄「『社会福祉士法』試案の再検討を（寮母にとって資格とは）」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年 p40～p44
- ・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事研究会監修『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規 2002年
- ・須加美明「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」『社会関係研究』熊本学園大学社会関係学会 2 (1) 1996年
- ・全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会編『全国老人福祉協議会六十年史』全国社会福祉協議会 1993年 p137～p138
- ・竹内孝仁「資格のための条件（寮母にとって資格とは〈特集〉）」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年
- ・豊田裕子「老人家庭奉仕員制度の展開に関する一考察」『永原学園西九州大学・佐賀短期大学紀要』佐賀短期大学 17 1986 p133～p142
- ・福祉士養成講座研究会『介護概論』中央法規 2006年 p20
- ・松家幸子他「寮母にとって資格とは（寮母にとって資格とは〈特集〉）」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年 p57
- ・三吉明「老人福祉と寮母の役割（寮母にとって資格とは〈特集〉）」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年 p36～p39
- ・山本照彦「寮母養成研究の過程と方向」『老人福祉』全国社会福祉協議会 73 1986年 p75～p82

Gssues Surrounding Training Program for Certified Care Worker
—Upon Establishment of National Certificate of Care Worker—

Sachiyo MIZUKAMI

Abstract

20 years has passed since the onset of the training program for the certified care worker in 1988. The education and training of care workers entails an important mission to foster professionals who practice “better care” at the front line. As a relatively new national certificate, the certified care workers have not long been on the field, yet nursing care itself has been provided to those who need it through the ages. Against this backdrop, it is crucial to clarify what was required to the certified care worker training through recapping the history of nursing care, the subsequent establishment and the necessity of the national care worker certificate, for the future development of the training and education of the certified care workers. This paper discussed 1) how the care workers before the national certificate system acquired the necessary knowledge and skills, which was normally through experiences of the actual home and the institutional care practices, 2) why the public certificate for care professionals was called for, and 3) how the training program was transferred to the national certificate system, and shed light on the issues surrounding the education program for the certified care worker.

Keyword: training program for certified care worker, certified care worker, home care versus institutional care, home helper, welfare service worker (*fukushi ryobo*)